

熊出現情報等への対処の考え方

段区分	対処方針	主要実施事項※	備考
I 真偽不明の熊出現情報があった	市民への注意喚起や行動制限は行うことなく、情報収集を強化する。	○痕跡等の搜索→奈良県に連絡・確認 ○市公式HP・X・LINEでの情報発信	熊 目撃 情報の発表
II 熊の出現が確認できた（注1）	市民に注意喚起して一般的な注意事項について周知するとともに、熊の捕獲を試みる。	○注意事項のHPへの掲載・各施設でのチラシの掲示・保護者への注意喚起 ○捕獲に関する猟友会・県との調整・要請	熊 出現 情報の発表
III 熊による攻撃（家畜・人）・民家等への侵入の発生が確認された	市民への情報発信と注意喚起を強化するとともに、緊急銃猟の実施を含めた駆除の実施について奈良県と協議する。	○情報発信の強化、「熊警報」とその発令時の対応の事前周知（関係団体等への説明・記者発表） ○県・警察・猟友会等との検討・調整 ○状況により猟友会に捜索を依頼	熊 注意報 の発表
IV 熊の所在が概定された	周辺地域において危害発生防止のために必要な処置をとる。（注2）	○防災無線での放送・広報車の巡回・自治会への連絡 ○市民への外出自粛の要請 ○公共施設の侵入防止措置もしくは臨時休業措置 ○店舗・事業所への侵入防止処置の呼びかけ ○イベント等の中止の検討 ○休校・休園、保護者による引き取り ○ごみ回収の一時停止	警戒本部の設置 熊 警報 の発令（注1）
V 熊の所在が特定された	警察と連携し、住民を退避させつつ捕獲などを行う。	○退避住民の収容施設（仮称「住民待機所」）の開設（注3）（状況により物資等を提供） ○猟友会・県・状況により自衛隊との調整	

※：原則として下位の段区分の実施事項は上位の段区分でも継続する

注1：はっきりと熊とわかる画像があった、または粪・足跡等、奈良県により熊のものと判定された痕跡が確認された場合

注2：対象範囲の設定要領及び解除条件の設定については別途検討が必要

注3：最寄りの社会学習施設を指定し、緊急避難場所に準じて取り扱う。